

戸籍証明書等の広域交付に関する Q&A

Q1 : 三豊市に住んでいますが、本籍地が三豊市外にあります。三豊市役所で戸籍謄本等を取得できますか。

A1 : 本人、配偶者（生存配偶者を含む。）、父母・祖父母（直系尊属）、子・孫（直系卑属）であれば取得できます。

Q2 : 姉が婚姻後、三豊市外に本籍地を置いています。姉からの委任状があれば、三豊市役所において姉の戸籍謄本等を取得できますか。

A2 : 委任状による代理請求、郵送請求はできません。

ご本人がお住まいや勤務先の市区町村の窓口に行かれるか、本籍地の市区町村に対して郵送による請求をしていただく必要があります。

Q3 : 夫が死亡し、配偶者が夫の相続人として、夫の出生から死亡までの一生分の戸籍を取得したいのですが、三豊市役所の窓口で戸籍謄本等を取得できますか。

A3 : 取得できます。

Q4 : 夫が死亡し、配偶者が夫の相続人として、夫の出生から死亡までの一生分の戸籍を取得したいのですが、息子の委任状があれば、三豊市役所の窓口で戸籍謄本等を取得できますか。

Q4 : 委任状による代理請求はできません。

直接、生存配偶者や子（直系卑属）が窓口にお越しいただければ取得することができます。

Q5 : 本籍地が三豊市外ですが、戸籍抄本が必要です。三豊市役所で取得できますか。

Q5 : 現時点では、戸籍抄本（個人事項証明書）は交付対象ではありません。

Q6 : 本籍地が三豊市外ですが、戸籍附票が必要です。三豊市役所で取得できますか。

A6 : 現時点では、戸籍附票は交付対象ではありません。

本籍地の窓口でご請求いただくか、郵送による請求をお願いします。